



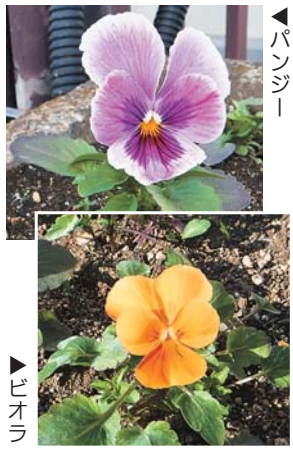
花苗(秋苗)配布のご案内

市では、花いっぱい運動を推進するため、公共の場所などで植栽活動を行っている団体や個人に花苗を配布します。

花苗の配布を希望する場合は、花壇等実践者名簿への登録申請をお願いいたします。

■対象

- 公道などに面し、通り掛かる人が気軽に見られる花壇、プランター、街路樹升
- 学校や保育施設、公民館などの公共施設にある花壇、プランター
- ※家庭の庭先や事業所の内部にある花壇などは対象外です



▶パンジー

▶ビオラ

る花壇などは対象外です

■配布花苗

パンジー、ビオラ

※10月中旬から下旬にかけて配布する予定です

■申込期限

8月2日(金)

■申し込み方法

新館公園緑地課で配布する申請書に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで左記へ
※申請書は市ホームページにも掲載しています。持参による申し込みの場合に限り各総合支所建設係でも受け付けます

【問い合わせ・申し込み】
新館公園緑地課(〒0255-8601 花城町9-30 ☎24-2111 内線258 ☎23-1244 ☒kouen@city.hanamaki.iwate.jp)



青少年の非行・被害防止県民運動

内閣府では、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、関係機関と連携しながら総合的な非行・被害防止活動を展開します。

県においては7月～8月を「青少年の非行・被害から守る県民運動(以下、県民運動)」とし、街頭啓発活動や地域活動を実施します。

■全国最重点課題

- インターネット利用に係る子どもの性被害の防止

■全国重点課題

- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為や初発型非行(犯罪)などの防止
- 再非行(犯罪)の防止
- いじめ・暴力などの問題行為への対応

■市の取り組み

市では、少年非行の未然防止と少年の健全育成を目的に、少年セン

ターを設置。市内各地域に85人の少年補導委員を委嘱しています。

■県民運動の取り組み

少年センターでは、県民運動の取り組みとして、巡回街頭補導活動を実施。少年の不良行為や問題行動に対し、適切な助言や指導を行います。さらに、愛の一声運動を実施し、日常生活の中で意識的に子どもたちに声を掛ける取り組みを行います。

■出前講座はいかがですか

少年センターでは、インターネットやスマートフォン等の利便性や落とし穴などについて、分かりやすく説明する出前講座を実施しています。出前講座の開催は無料です。地域の集まりや学習会などの際に、ぜひご活用ください。

【問い合わせ・出前講座の申し込み】
市少年センター(新館市民生活総合相談センター)内 ☎24-2111 内線259



市民参画の実施結果・実施予定を公表します

まちづくりに関する重要な計画などの策定や変更を行う場合、市民の皆さんの声を反映させるため、市民アンケートやパブリックコメント(※)、意見交換会などを実施しています。

平成30年度に実施した市民参画の結果と、現時点で実施を予定している市民参画は下記のとおりです。

なお、実施する市民参画の対象や方法を追加したり、実施時期を変更したりする場合があります。

*パブリックコメントとは

計画などを公表して市民に意見を求め、出された意見を考慮して計画などを決定するとともに、意見などに対する市の考え方を公表する方法です。



【問い合わせ】
本館地域づくり課(☎24-2111内線457)

❖平成30年度市民参画の実施結果

参画対象の名称	参画対象の内容	参画の方法	実施時期	実施結果	担当部署
花巻市自殺対策計画	「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、地域における自殺の統計分析、自殺対策の取り組みと評価、推進体制を定める計画	健康づくり推進協議会での審議	平成30年9月18日、平成31年2月26日	意見数延べ15件	健康福祉部 健康づくり課
		自立支援協議会相談支援部会からの意見聴取	平成30年12月13日、平成31年3月1日	意見数延べ13件	

❖令和元年度市民参画の実施予定

参画対象の名称	参画対象の内容	参画の方法	実施時期(予定)	担当部署
花巻市まちづくり総合計画第3期中期プラン	花巻市まちづくり総合計画に掲げる将来都市像を実現するため策定する計画	地域説明会	10月	総合政策部 秘書政策課
		花巻市地域自治推進委員会・地域協議会への諮問		
花巻市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画として策定する計画	花巻市総合計画審議会への諮問	7月、9月、12月、令和2年2月	教育委員会 子ども課
		パブリックコメント		



後期高齢者医療保険料の均等割9割軽減が8割軽減に変わります

【問い合わせ】本館国保医療課(☎24-2111内線532)

高齢者医療保険料の均等割には、世帯(世帯主と被保険者)の所得に応じた軽減があります。

このうち、9割軽減になっていた人は、10月から始まる年金生活者支援給付金と介護保険料軽減強化の対象となるため、本年度から8割軽減に変わります。※保険料が年金から天引きされている場合は、10月から引き落とし額が変更になります

■対象 75歳以上の人または、障がい認定を受けて広域高齢者医療制度に加入している65歳以上の人

- のうち、次の要件を全て満たす人
- 被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯
- そのほかの各種所得がない世帯

